

鯖江広域衛生施設組合が設置する一般
廃棄物処理施設に係る生活環境影響調
査結果の縦覧等の手続きに関する条例

(平成11年2月24日)
(条例第3号)

改正 平成12年12月11日条例第4号 平成18年1月31日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出および同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果および法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続ならびに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧および意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上の焼却施設
- (2) 火格子面積が2平方メートル以上の焼却施設
- (3) 一般廃棄物の埋立処分の用に供される一般廃棄物の最終処分場（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許または同法第42条第1項の承認を受けて埋立をする場所にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣および厚生労働大臣が指定する区域に限る。）

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を告示するものとする。

- 2 前項の告示の際には、報告書等を縦覧に供する場所、期間のほか、規則で定める事項を併せて告示しなければならない。

(縦覧の場所および期間)

第4条 報告書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 鯖江広域衛生施設組合
 - (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所
- 2 報告書等を縦覧に供する期間（以下「縦覧の期間」という。）は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の配置または変更に関し利害関係を有する者（以下「関係人」という。）は、意見書を提出できる旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

(意見書の提出先および提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 鯖江広域衛生施設組合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所
- 2 前条に規定する告示があったときは、関係人は第4条第2項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置または変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前4条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 管理者は、施設の設置または変更に関する区域が、次の各号の一に該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の実施について、協議するものとする。

- (1) 組合が共同処理する一般廃棄物に係る事務に関係を有する市町（以下「関係市町」という。）以外の市町村の区域に施設を設置するとき。
- (2) 施設の敷地が関係市町以外の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置または変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市町以外の区域が含まれるとき。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第4号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。